

別紙様式3（第3条関係）

論文要旨

氏名 中村 阿紀子

論文題目（外国語の場合は、和訳を併記すること。）

ハンセン病隔離政策に翻弄された女性たち

論文要旨（別様に記載すること。）

(注) 1. 論文要旨は、A4版とする。

2. 和文の場合は、4000字から8000字程度、外国語の場合は、2000語から4000語程度とする。

3. 「論文要旨」は、CD等の電子媒体（1枚）を併せて提出すること。

（氏名及びソフト名を記入したラベルを張付すること。）

要 旨

ハンセン病は昔から天刑病、業病と言われ、ハンセン病患者は忌み嫌われ、患者に対する差別は我が国でも数百年間続いた。昭和の時代になってからも、弱い感染症と理解されていながら既存の遺伝説は否定されず、88年もの長い間、患者を不当に差別することが法的にも認められ、患者は療養所に隔離された。

戦前の隔離政策は、世界の一等国入りを目指す日本が社会の恥部を覆い隠すための政策として始められたが、次第にエスカレートし全患者を強制収容の対象としていった。それは、ハンセン病患者の治療療養に名を借りた国民血統浄化運動を意味し、我が国の社会からハンセン病患者を抹消することを目的とする国策となつた。それを推進するための手法として、戦前のみならず戦後まで続く無癩県運動が展開されたのである。医療とは違った次元で、極めて政治的な意図が色濃い運動であった。特に筆者が在住する熊本県では、戦前には本妙寺にあった集落が官民一体の力で強制的に解体され、戦後も昭和30年代まで菊池事件を代表とする患者刈りが行われた。患者及び家族の被害が頻発する中、無癩県運動は全国で強化されていった。

患者は療養所に収容されると、療養とは名ばかりで作業を強制され、そのために彼等は後遺症を重くした。又、隔離政策生みの親とされる光田健輔による、断種を前提とした結婚の奨励は、療養所の風紀を正し、逃走を防止することを目的としたが、療養所内の結婚生活は夫婦の人権を保証するものではなかった。入所すると、男女の患者比率の上で女性が少ないため、女性たちは長老によって結婚が進められた時代があった。又、男性社会の中で女性たちの自治会活動等の参加は消極的にならざるを得なかつた。産みたいと願う女性たちの思いを踏みにじって、血統浄化のために断種・墮胎は半ば強制的に進められた。時には無資格者によって手術がなされ、特に菊池恵楓園では墮胎は妊娠5ヶ月頃を適時とされ、結果として妊娠後期の母体児虐待ともいえる胎児標本が存在した。母体のリスクも顧みないこれらの対応、特に墮胎、出産後の嬰児殺傷といえるものは、女性の母性を削ぐものであり、生涯トラウマとなって女性たちの心身に染みついていった。

一般の国民は、ハンセン病女性患者たちが隔離政策の中で受けた人権被害を、そして自分たちが無意識のうちに彼らをいかに差別してきたかを、「らい予防法」廃止「国賠訴訟」勝訴の結果を含めて、ほとんど全く気付かなかつた。

何故、このような法が維持されたのか、どうして弱い感染症とわかっていたハンセン病の患者が88年もの間、隔離され続けてきたのか。できれば諸外国のように、早期に人権無視だと気づいて、彼女たちが社会の中で普通に生活していく環境を整えることができたら、多くの生命が守られ、彼女たちの母性を育むことができたのではないかと推察する。

第I章第1節では、ハンセン病隔離政策に至った経緯、その後、無癩県運動をとおして血統浄化を目的とする患者絶滅政策を進めた医師や政府の意図を史実に基づき考察した。

第I章第2節では、熊本県でおきた、戦前の第一次無癩県運動の中での本妙寺集落解体が、当時の方面委員十時英三郎、熊本県警察部長として赴任してきた山田俊介等の熱意により実行に移された状況を追った。又、戦後熊本県の第二次無癩県運動時に起こった菊池事件について、ハンセン病患者に対する国家あげての差別裁判、事件をとりまく背景を含めて、熊本

県「無らい県運動」検証委員会の進捗状況と合わせて検証した。

第Ⅰ章第3節1においては、88年間も生き続けた「らい予防法」を、一時は厚生省官僚トップの座にありながら退官して後廃止に導いた大谷藤郎の葛藤の日々を、できるだけ時系列にそってまとめた。全療協との調整に苦慮している大谷の姿からは、誠実に人権回復のために奔走した様子が伺える。

第Ⅰ章第3節2においては、大谷が京都大学医学生の頃、同大学皮膚科でハンセン病患者の治療を差別することなく行ない、癩学会で終始隔離政策に異論を表明していた小笠原登について記した。大谷は、患者に寄り添そつてケアする小笠原から、ハンセン病に対する考え方に関して強い影響を受けた。「らい予防法」廃止は、小笠原、大谷の両者がいなければ、実現し得なかつたことは事実である。

そして更に第Ⅰ章第3節3では、「らい予防法」が生き続けて廃止に至るまでに88年も要したその要因は何かを探った。「らい予防法」を見直す機会は何度もあった。その主なものを抽出した。

第Ⅱ章は、隔離政策の中で行なわれた断種・墮胎をテーマとする。

第Ⅱ章第1節では、断種・墮胎が採用されていった経緯、歴史的史実を追った。ハンセン病患者間で生児が得られないようにするための苦肉の策として、光田は法制化もされていない断種に踏み切った。当初療養所内の風紀を守るための断種は、次第に血統浄化を目的として定着していった。

第Ⅱ章第2節では、菊池恵楓園入所者自治会機関誌『菊池野』編集長、杉野桂子が入所者に行なったインターイビューに基づいて考察した。当時の結婚、断種・墮胎の様子が克明に入所者たちによって語られている。若くして入所した女性は長老により結婚を勧められると、自分の意思を表出することができなかつた。墮胎は妊娠5ヶ月頃が適時とされ、彼女たちは近代医学では考えられない、医学的なリスクを背負うことになる。しかし、当時の彼女たちはそれを当然として受け止めていった。

第Ⅱ章第3節では、社会的にも大きな問題となつた、療養所内に存在した胎児標本の問題を取り上げた。女性たちは産むことを許されず、その辛さを抱えてきた彼女たちに追い打ちをかけるように、胎児標本の存在が明らかになつた。しかし、誰の胎児の標本か鑑別も出来ないほど、その管理は杜撰であった。又、多くの胎児標本が妊娠後期のものであることがわかつた。嬰児殺傷のこの事實を、当事者である女性患者たちに受け止めさせることは残酷である。研究対象として扱われることもなく、放置された標本作製の目的は何だったのか。母胎児虐待ともいえる胎児標本について検討した。

胎児標本の存在が明らかになつた全国の療養所では、厚生省の指示に従い供養等が実施された。しかし、胎児標本作製の目的等は今日に至るまで明らかにされていない。菊池恵楓園では、胎児標本が存在したことは間違いないが、その標本の所在がわからぬまま今も行方不明として扱われているという、全国でも例のない問題を抱えている。

第Ⅱ章第4節では、菊池恵楓園で胎児標本を処理するように指示したと言う、当時菊池恵楓園に所属していたA・K医師に対するインタビューをとり上げる。標本の管理に困り、又、解剖も適切でないと判断したA・K医師は、当時菊池恵楓園にあった火葬場の撤去の日に、最後に胎児標本を処分するよう指示をしたと証言している。

第Ⅲ章では、特に断種・墮胎をめぐって、女性の立場を中心として複数の菊池恵楓園の入・退所者からの証言をもとに考察した。ハンセン病に罹患したために（或いは非癩者でありながら）無癩県運動の渦中に強制入所の対象となり、複合的な差別にあった女性たちの被害の真相を明らかにしたいという思いからである。

事例1は、入所者による講話の記録である。菊池恵楓園を訪れる見学者のために、ボランティアガイドが園内を案内して説明する前に、入所者による体験に基づいた講話がある。講話は入所者の高齢化に伴い、現在は5～6名によって実施されているが、本事例は菊池恵楓園入所者自治会会長工藤昌敏による講話である。

裕福に育った工藤はあからさまに差別は受けなかった。結婚は菊池恵楓園内で19歳の時だった。当然園での墮胎が待っていた。ドア越しに聞こえる妻の妊娠7ヶ月での墮胎の様子は、夫である工藤も生涯忘ることはできないと言う。彼の両手に収めた胎児は泣かなかつた。看護師に墮胎の遺残物の処理を自ら行うよう告げられる。夫婦で味わった残酷な体験であった。ルーチン化した中で淡々と進められたこの事実はカルテの記録もなかった。社会で生き続けてきた工藤だったが、突然妻がハンセン病に怯える言葉を発するようになった。妻の介護を頼む人もいない。工藤は再入所を決意するしかなかった。

事例2は、啓発活動を継続し、一貫して菊池恵楓園入所者自治会の機関誌『菊池野』に関わっている杉野桂子の場合である。彼女が小学生の時に母親が入所を強制された。5年後には16歳で彼女も入所することになる。高校卒業後から『菊池野』に生涯をかけて関わっている。29歳の時、10歳年上の芳武氏と結婚した。療養所の歴史にも詳しく、自治会活動も積極的だった夫と共に現在も啓発活動に奔走している。彼女は今、自分に子供がいたら振り返らずにはいられない。彼女も妊娠していつか産める日がくると信じて、墮胎を日延べしてきた。「産みたかった」と静かに発した言葉を、筆者は今も忘れることができない。

事例3は、9人兄弟の末娘に産まれた遠藤邦江の場合である。重症の兄が彼女より1年早く入所し、13歳で彼女も入所した。甘えん坊だから早く結婚したかったと言う遠藤は、20歳で結婚した。墮胎したことを、自分の我がままで、と語る。断種・墮胎は当然だと疑わなかつたし、生命を摘んだことは自分の責任だと言う。夫婦で太郎君（人形）を育て、育児の疑似体験をする。

事例4は、8人兄姉の末娘、阿部智子である。16歳の時、自ら入所したと言う。急に学校に来なくていいと言われ、半年間息を潜めて自宅の隅ですごし、病気が性質の悪いものだと察して自殺をしなければ、と追い込まれていった。入所した時はほっとしたと言う。しかし、もう二度と家に帰れないのだと悟った。阿部は35歳で結婚し、即妊娠して墮胎に至る。その時の医療関係者の配慮のない言葉を生涯忘ることはない。後産の処理を、「適当に穴を見つけて放り込んで」と言われた。この屈辱感をどこに持つていけばいいのか。国賠訴訟後、彼女は啓発活動の一環として、自らの言葉で自分史を綴っている。

事例5は、患者側が国賠訴訟に勝訴した翌年に社会復帰した中山義一である。中山は全患協が勝ち取った、全国で唯一のハンセン病患者のための高校「新良田教室」を1年で中退し、若くして社会復帰した。生活意欲が旺盛だったために身体を痛めたのかもしれない。再発して再び療養所の門をくぐった。自治会活動を長年経験し、涉外担当としてマスコミにも多く登場した。彼の妻の母親は無癩県運動の被害者で、非癩者でありながら入所を強制された後、

生涯を菊池恵楓園で過ごした。彼の妻とその姉は、母親を追って入所した。妻は中山とは再婚で、その前に、最初の結婚で墮胎の経験があるが、19年に渡る彼との結婚生活の中で、墮胎の件に関して一度も口にしたこととはなかったと言う。今、中山は、退所した人達の環境を整えるべく、政府や地域との交渉の窓口になり、啓発活動も積極的に行っている。

第IV章は、国がとった差別政策によって、ハンセン病に罹患したことを罪と捉え、断種・墮胎を前提とした療養所内での結婚を受け入れてきた女性患者たちの人権被害の実態の重さについて考察した。平成8（1996）年「らい予防法」が廃止され、平成13（2011）年国賠訴訟で、ハンセン病隔離政策を違憲とし、国（厚生省）と国会にその責任があるとする判決により原告である元患者達が勝訴しても、断種や墮胎による喪失感や屈辱感から女性たちは解放されることはない。88年もの長い時間は、彼女たちから自分の権利を主張する意思を奪ってしまった。

隔離政策によって入所した女性患者たち（非らい者を含む）は、男性主導による、男尊女卑の療養とは名ばかりの生活を受け入れていくために、アイデンティティを放棄しなければならなかった。療養所を統制していくためには男性患者を取り締まることが急務であり、のために法制化されていない断種が進められ、プライバシーも保証されない結婚が奨励され、女性の性の役割が求められた。そしてそれは、無癪県運動という患者刈りによって、血統浄化を目的とする患者絶滅政策に発展した。断種は法制化されないまま進められ、昭和15（1940）年までには1000を超える数字が報告されており、「優生保護法」下では断種1430、墮胎は3170を超え、空白の時期も考慮すると摘まれた生命の数は膨大な数に及ぶ。誤った国策による元患者たちの気持ちに、行政はどう応えてきたのであろうか。

妊娠・墮胎・避妊術と、女性患者たちは、そのときに応じて多くのものを背負ってきた。妊娠したことを罪と捉え、医師主導の墮胎期を受け入れ、心身のリスクに耐えながら胎児を葬ってきたのである。

「らい予防法」を何度も廃止する機会があったことは、第I章第3節1-3-3「らい予防法」廃止に見る90年で述べた。しかし、そこに関わった多くの人々は、個々人が被る被害を恐れた。「らい予防法」廃止を決定づけた大谷藤郎さえも、厚生省のトップにいながら在職中は踏み込めなかつた。彼は恩師小笠原登が癪学会で袋叩きに遭ってきたことを直接見ることになり、自分も同じ立場になるのではないかと恐れたのである。組織に向かって正しいことを訴えていくことは容易ではない。大谷は官僚時代、ハンセン病患者達に寄りそい、処遇改善に次々と取り組み、患者からも尊敬されていた人物であった。しかし、裁判の時にはその行為が裏目に出たと諭された。真の人間解放ではなかったからである。

高齢化した療養所において、平成21（2009）年に施行された「ハンセン病問題基本法」に基づき、園には地域交流のための保育所が開設された。又、将来介護を中心とした生活が余儀なくされるため、住居のセンター化も実現中ではある。しかし、一方では国家公務員削減のために職員が減少傾向にあり、削減反対は全国的なハンセン病療養所の課題となって全療協が奔走している。その中でも、断種や墮胎を受けた元患者達は、「らい予防法」廃止や国賠訴訟勝訴も未だ素直に受け入れられない環境がある。88年という隔離政策は余りにも長すぎた時間であった。その時その時に「らい予防法」改正や廃止に向けて取り組む機会があっても、個々人に及ぼされる被害を食い止めることはできなかつたし、責任の主体といえる

国、医学界、そしてマスコミや法曹界、無知であった国民も背を向けてきたのである。そして、ある時期からは放置されてきたと言っても過言ではなかろう。結果的に筆者も含めた国民の無知は、加害者の役割を果たしたことになった。

平成24（2012）年6月逝去した原田正純は、「公共のため、国の発展のためと称し差別がある所に犠牲者が生まれる」と再三語っていた。菊池恵楓園でも国籍、病気の程度、性別、職員など様々な差別の連鎖があり、その連鎖を断つのは容易ではない。差別は果たしてなくなるのだろうか。

本研究では、ハンセン病患者たちの人権被害の一端を明らかにしようとした。又、そこに関わった医師、看護師にもインタビューを得ることができ、彼等の思いにも触れた。しかし、余りにも長すぎた隔離政策は、未だにハンセン病に罹患したことを自分の罪と捉える女性たちを閉塞感の中に置き去りにしている状況下にある。筆者の今後の課題として、彼女たちがハンセン病のために被った女性としての人権被害から解放するためにも、インタビューを継続していきたい。そして女性たちの思いを後世に伝えていくことが差別・迫害の根絶に繋がり、女性が自らの人権を主張できる鍵になること信じて、今後も啓発活動に努めていくつもりである。国策によって人の生命が翻弄されるなど、あってはならないことである。